

# 株式会社 直江の家

## 一般事業主行動計画（第2回）

当社の従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 8月 1日～令和 7年 7月31日までの2年間

2. 内容

### 目標1：男性従業員の育児休業取得促進に関する制度整備

<対 策>

- ◆令和 5年 8月～ 男性の育児休業に関する制度内容及びニーズ, 事例調査を実施。法改正と照合し、育児・介護休業等に関する規則の検討を行う。
- ◆令和 5年 10月～ 男性従業員の育児休業取得の際に想定できる課題等を洗い出す。
- ◆令和 5年 12月～ 男性従業員より育児休業の申し出があった際の対応フロー作成及び育児・介護休業等に関する規則の見直しを実施。
- ◆令和 6年 1月～ 男性従業員の育児休業取得に関するフロー及び見直しをした規則、育児に関する経営者の方針を周知
- ◆令和 7年 1月～ 男性従業員の育児休業の取得状況の確認・分析を実施。
- ◆令和 7年 4月～ 実施業況及び分析結果をもとに制度のブラッシュアップを実施

### 目標2：不妊治療に関する休暇制度の検討

<対 策>

- ◆令和 6年 4月～ 不妊治療制度内容及びニーズ, 事例調査を実施。
- ◆令和 6年 10月～ 調査結果をもとに休暇制度の導入を検討。
- ◆令和 7年 4月～ 不妊治療に関する休暇制度運用開始

以下、前回策定内容

目標 1 : 育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

<対策>

- 平成 30年 5月～ 育児休業に関する制度内容の検討。
- 平成 30年 7月～ 育児休業に関する規程の整備・運用開始。  
育児休業中の待遇や、育児休業後の労働条件に関する事項の周知。
- 平成 30年10月～ 運用状況の確認とブラッシュアップ。

目標 2 : 育児休業を取得しやすい環境を整備する

<対策>

- 平成 30年 7月～ 育児休業の制度内容について、管理職を対象とした研修を実施。
- 平成 30年 8月～ 育児休業の制度内容について従業員へ周知。
- 平成 31年 8月～ 育児休業の取得状況確認とブラッシュアップ。

目標 3 : 育児休業後における原職または原職相当職への復帰をしやすい環境を整備する

<対策>

- 平成 30年 5月～ 育児休業に関する規程および制度内容の検討。
- 平成 30年 7月～ 業務の洗い出しと引継ぎ事項の検討。
- 平成 30年 7月～ 育児休業復帰後従業員は原則として原職又は原職相当職への復帰させるものとし、復帰従業員向けの教育訓練制度の導入。  
制度内容を従業員へ周知。
- 平成 31年 8月～ 運用状況の確認とブラッシュアップ。

目標 4 : 妊娠中や産休・育休復帰後の女性従業員のための相談窓口を設置する

<対策>

- 平成 30年 10月～ 相談窓口の検討、担当者の選任。
- 平成 31年 12月～ 相談窓口の内容について従業員へ周知。

目標 5 : 年次有給休暇の取得日数を 1人当たり平均年間 10日以上とする

<対策>

- 平成 32年 5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成 32年 8月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施。
- 平成 32年 10月～ 取得促進に向けた取り組みを検討し、各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 平成 33年 4月～ 検討を踏まえて取り組める内容から周知・試行運用を開始する。

目標 6 : 小学校入学前までの子を持つ従業員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成 30年 5月～ 従業員のニーズを把握、検討開始。
- 平成 30年 7月～ 制度導入。
- 平成 30年 8月～ 制度内容について従業員へ周知。